



子育てカレンダー 1月中旬～2月上旬



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報に変更となる可能性があります。最新情報を、町ホームページ等でご確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

Enjoy

1/18・2/3 (月) (水) 保育体験

親子で参加する保育体験です。
対象：平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児と保護者(年度途中の参加も随時募集)
時間：午前9時30分～午後0時30分 費用：保険料144円(3回分)。初回参加時にご用意ください
場所・問合せ：町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

1/27 (水) はとこひろば「にこにこ」

にこにこサロンのボランティアアさんが、簡単な作業をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談や気になることなどをお聞きます。
内容：ジャンボさいころですごくゲーム 時間：①午前10時30分～11時20分②午前11時40分～午後0時30分の二部制 定員・申込：各回2組(全4組)事前申込み、費用無料。定員になり次第受付を終了。
問合せ・場所：ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

火水木 ひばりキッズルーム

わいわい遊びながら、情報交換で子育ての悩みを解消しましょう！
※利用にあたり、事前に申込みが必要です。
対象：【カンガルールーム(水)】0歳児(生後3か月から)、1歳児【コアラールーム(火・木)】2歳児、3歳児 時間：午前10時～正午 内容：お散歩、折り紙制作、伝承遊び、ごっこ遊びなど
場所・問合せ：ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

すくすく

1/18 (月) 妊婦・乳幼児健康相談

対象：妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制) 時間：午前9時30分～11時 内容：身体計測、健康相談、栄養相談 持ち物：母子健康手帳、タオル
場所・問合せ：町子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136



1/22 (金) 1歳6カ月児健診

対象：平成31年4月～令和元年6月生まれ 内容：身体計測、内科診察、歯科診察、保健相談など ※受付時間、持ち物等の詳細は個別に通知します。
場所・問合せ：町保健センター ☎ 296-2530

1/31 (日) ママパパ教室

対象：妊婦(対象者には開催日の1か月前に個別通知します) 内容：赤ちゃんのお風呂の入れ方のコツ 時間：午前10時～11時30分 場所・問合せ：町子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136

2/3 (水) 乳児健診

対象：令和2年9～10月生まれ(3～5カ月児)、令和2年3～4月生まれ(9～11カ月児) 内容：身体計測、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談など ※受付時間、持ち物等詳細は個別に通知します。
場所・問合せ：町保健センター ☎ 296-2530

育児や学校のこと、一人で悩まず相談を



ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。
受付時間：平日(月～金) 午前9時～午後5時 問合せ：ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

教育相談

日時：1月14日・21日・28日 いずれも木曜日 午前11時～午後4時
場所・問合せ：町立鳩山中学校 さわやか相談室 ☎ 296-2230

よい子の電話教育相談

(24時間 365日対応)
◆保護者専用 ☎ 048-556-0874、Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
◆18歳以下の子ども専用(無料) ☎ #7300 または 0120-86-3192

レポ

埼玉西部漁業協同組合の協力により

鳩山小学校児童がウグイの放流を体験

埼玉県西部漁業協同組合の皆さんの協力を得て実施している「きれいな川づくり作戦」事業として、11月24日(火)、鳩山小学校5年生がウグイの稚魚を越辺川に放流しました。

この取り組みは、自然に接する機会が減りつつある子どもたちに、馴染みある川での魚放流体験を通して、清流を残していくことの大切さや魚類の保護と増殖について学んでもらおうと実施しているもので、毎年、町内3つの小学校が順番に行っています。

児童たちは、川原のゴミ拾いをした後、漁業組合の皆さんから、ウグイ入りのバケツを受け取りました。生きている魚に触るのが初めての児童もいて、バケツから飛び出すほど元気の良いウグイの稚魚に苦労しながらも、川に優しく放流していました。



▲今回、越辺川に放流されたウグイの稚魚



▲バケツの中にはたくさんのウグイが入っています



▲元気に育つように願って川に放流しました

制度利用の申請はお忘れなく

子育てのための施設等利用給付制度をご活用ください

認可保育所や認定こども園を利用していない児童のうち、「保育の必要性の認定」を受けた児童は、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料が一部補助されます。制度を利用する場合は、申請が必要ですので、下記までお問い合わせください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

■対象となる子ども

・3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児

■対象となる施設・サービス

・認定こども園や幼稚園の預かり保育、各施設の所在市町村から確認を受けた認可外保育施設、一時保育事業、病児・病後児保育事業等

■対象となる費用

対象となる施設・サービスの利用料

	就労などで保育を必要とする家庭(保育認定)
預かり保育(幼稚園・認定こども園利用者)(3～5歳)	無償(11,300円/月まで)
認可外保育施設等(他園を利用していない場合)	0～2歳 無償(42,000円/月まで) (住民税非課税世帯)
	3～5歳 無償(37,000円/月まで)

※実費徴収費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。

保育認定ってなに？



保育認定(保育の必要性の認定)とは、保護者が働いている場合や、病気、障がいがある保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。